Advanced ASSET Advisors'
A³ NEWS

Aキューブニュース
平成18年7月
No.004

遺産分割と事業承継

1）	遺言書をしっかり残せば、遺産分割で揉めることはないと思っていませんか？
2）	遺産分割は、「兄弟仲良く共有」が基本と考えていませんか？

「そうですね。誰が何を取得するかということは、相続人の重大な関心ごとであると同時にスムーズな事業承継を実現するためにも非常に重要なことです。ここでは、遺言書を作成したり、遺産分割を進めるに当たって、事業承継の視点からどのようなことに注意しなければならないかをお話します。端的に申し上げると、後継者に何を残し、後継者以外に何を残すかということです。」

「後継者と後継者以外…。」

「はい。例えば、自社株を考えてみましょう。自社株は、会社の支配権そのものです。その支配権を後継者と後継者以外に分散して相続させた場合はどうなりますか？」

「わが社の場合で考えると、私の子供たち3人に相続させた場合には、この3人が会社を共有するということになるんだな。仲良く共有できるか心配だな。」

「そうですね。それ以外にも心配な点があります。自社株を相続したお子さん達に相続が発生した場合の自社株のゆくえです。」

「と言うことは、自社株は、後継者に集中承継させるべしということだな。」

「スムーズな事業承継のためには、大変重要な視点です。その一方で、自社株を後継者に集中承継させる場合には、別の問題が生じる場合があります。」

1つは、相続税の納税の問題です。自社株の評価額が高い場合、自社株を引き継いだ後継者の相続税の納税は多額になります。原則として相続税は現金で納めなければなりませんので、後継者が自社株しか相続しないという状況を作ってしまうと相続税を納めるために後継者自身が資金を調達しなければならないという問題が生じます」

「なるほど。相続税を払うだけの現金なども併せて承継させなければならないということか。」

「そして、もう1つ。後継者以外の者に承継させる財産です。会社の業績が良いと自社株の相続税評価額が高くなります。そうしますと、社長の個人資産に占める自社株の割合が高くなってしまう場合があります。例えば、社長の遺産総額を10として、そのうち、自社株が8、その他の資産が2としましょう。社長の奥様と3人のお子様の合計4人にそれぞれ公平に分割しましょうとなった場合には、どうなりますか？」
「そうです。先ほどお話しました支配権が分散してしまうという問題が生じます。スムーズな事業承継のためには、後継者以外へ承継させるための財産、すなわち自社株以外の財産を計画的に準備しておく必要があります。個人資産を増やすことになりますので、相続税対策の観点からは逆行する印象をお持ちになると思いますが、スムーズな事業承継のためには、非常に重要な視点です。」

「自社株以外の財産の準備か…。事業承継は、様々な視点から色々と考えないといけないんだな。」

「はい。後継者にとってみても、換金性のない自社株だけを相続しても、ハッピーではないですから、後継者にも自社株以外の財産を準備しておくことも必要と言えますね。」

1）自社株は、後継者に集中承継することを基本とする。
2）自社株を、後継者に集中承継する場合には、後継者が支払うことになる相続税の納税財源と後継者以外の者が取得できる財産を形成しておくことが重要である。